

旧上野市庁舎の活用に向けて

《1》『旧上野市庁舎保存活用計画』

【計画の基本方針】(P19)

- ・当初部分で、建物の本質的価値を如実に示している部分と材料については、可能な限り保存する。ただし、リビングヘリテージとして活用する部分は、本計画に則り改修することとする。
- ・文化財としての建物全体を維持するため必要な措置については、文化財の価値の維持を基本としながら、適切に講じることとする。
- ・文化財として活用することによりその価値の理解を深められるよう、積極的に活用を計画する。

【保存管理の基本方針】(P27)

今後も高度経済成長期を代表する建物として後世に伝えとともに、市の中心部に位置し、賑わいを創出する施設として利用できるよう維持管理するため、以下のような保存管理の方針を設定する。

「旧上野市庁舎の本質的価値を守りながら活用し、後世へ継承する」

【部分の設定の基本方針】(P37～)

保存・保全すべき部分は、

- ・旧上野市庁舎の特徴を表している空間（市民・議会・行政を象徴するもの）
 玄関・西玄関・1階事務室・中2階事務室・2階廊下・中庭・市長室・議会
- ・建物の躯体 柱・梁・壁
- ・外観

その他部分は、

- ・庁舎機能を維持するバックヤード的な部分
 1階更衣室・守衛室・機械室・トイレ（1階～3階）
- ・改変されている部分
 2階北側事務室・3階事務室

《2》旧上野市庁舎の活用にかかる改修の方針

【耐震措置にかかる改修】

- ・保存・保全部分 ⇒ 建物の価値を減じることなく、活用と調和した耐震措置であれば、現状変更により認める。
- ・その他部分 ⇒ 建物の価値の維持に努めた耐震措置であれば、保存部位であっても現状変更により認める。

（※改修方法等については、『重要文化財（建造物）耐震診断・耐震補強の手引き』を

参照し文化財建造物の耐震補強の原則に則り適切な方法を選択する。)

【建物の積極的活用にかかる改修】

- ・保存部分 文化財としての本質的価値を有する部分であるので、現状変更は認めない。ここに属する保存部位は、活用する上で止むを得ない場合で、調和した措置であれば、必要に応じて現状変更を認める。
- ・保全部分 外見上同じ仕上げとするか、全体に調和のとれたものであれば、現状変更により許可する。ここに属する保存部位は、活用する上で止むを得ない場合で、調和した措置であれば、必要に応じて現状変更を認める。
- ・その他部分 文化財として本質的価値を有する部分でないので、活用・安全性向上のため改変を認める。
 躯体などの保存部位は、保存部分に面する箇所を除き、積極的な活用を図り調和したものであれば、現状変更により許可する。
- ・バリアフリー (ELV)
 - ・可能な限り保存部分は避ける。
 - ・止むを得ず保存部分に設置する場合は、
 保存部位の改変は出来るだけ少なくなるようにすること。
 建物の空間や意匠ができるだけ阻害されないようにすること。

《3》旧上野市庁舎改修にかかる個別確認事項

(1) 1階

【耐震措置にかかる改修】

- ① 保存部分であり、建物を象徴する1階の空間であるため、構成や空間を損ねる改修は不可とするが、活用内容に即して調和のとれた耐震壁であれば、現状変更により許可する
 (写真4～6)
- ⑩ その他部分の保存部位であり、建物を特徴づける空間や構成ではないので、補強して耐震壁とすることを現状変更により許可する。(旧市民生活課の壁面は写真7)
- ⑪ その他部分の保存部位であり、建物を特徴づける空間や構成ではないので、補強して耐震壁とすることを現状変更により許可する。

【建物の積極的利用にかかる改修】

- ② 保存部分であり、当時のデザインを象徴するものであることから活用して保存とする。
- ③ 保存部分であり、建物を象徴する正面玄関を構成する壁面であることから保存とする。
 (写真1)
- ④ 保全部分の保存部位であり、本建物で多用する斫りの壁面のなかで、規模が大きく他にない仕上げの形状であることから保存とする。(写真2)

- ⑤ その他部分であり、南面・東面と調和を図り改変を可とする。
- ⑥ 保存部分に面し、建物を象徴する 1 階を構成する壁面であることから保存とする。(写真 3)
- ⑦ 保存部位であるが、その他部分であるので、R C 壁の撤去は現状変更により許可する。(写真 10) なお、トイレは保存部位である外壁のみ保存とし、その他部分の内側は耐震壁を設置することを可とする。(写真 25)
- ⑧ その他部分の間仕切りの改変は可とする。(写真 8、9 左)
- ⑨ その他部分の保存部位であり、建物の特徴づける空間や構成ではないので、R C 壁の撤去は現状変更により許可する。(写真 9 右)

(2) 中 2 階

【耐震措置にかかる改修】

- ① 保全部分であり、建物を象徴する中 2 階の空間であるため、構成や空間を損ねる改修は不可とするが、活用内容に即して調和のとれた耐震壁であれば、現状変更により許可する。(写真 12～14)
- ② 保全部分であり、建物を象徴する中 2 階の空間であるため、構成や空間を損ねる改修は不可とするが、活用内容に即して調和のとれた耐震壁であれば、1 階と連続した耐震補強を施工することにより強度が増すことを考慮し現状変更により許可する。(写真 13・14)
- ④ 保全部分の保存部位と、その他部分の保存部位であり、1 階と連続した耐震補強を施工することにより強度が増すことを考慮し現状変更により許可する。(写真 14・17・18)

【建物の積極的利用にかかる改修】

- ③ 保全部分の保存部位であるが躯体ではないことから、位置や材質、色調等を記録保存として現状変更により許可する。(写真 15)
- ⑤ その他部分の間仕切りの改変は可とする。
- ⑥ 保全部位であるが、耐震補強の施工を減らすため、床の軽量化を現状変更により許可する。
- ⑦ その他部分であるトイレは、保存部位である外壁のみ保存とし、その他部分の内側は耐震壁を設置することを可とする。(写真 25)
- ⑧ その他部分の間仕切りの改変は可とする。
- ⑨ 保存部分に面し、建物を象徴する 1 階を構成する壁面であることから保存とする。(写真 3)

(3) 2 階

【耐震措置にかかる改修】

- ① 保存部分である廊下（回廊）窓側の耐震壁の設置は、位置・工法等により中庭への視界を遮らないことを前提に、現状変更により許可する。（写真 19～21）
- ⑧ その他部分の耐震壁の設置は、活用内容と調和した耐震壁とすることに努め、可とする。（写真 22・23）

【建物の積極的利用にかかる改修】

- ② 保存部分である廊下（回廊）に面した壁面の位置・形状を変更することは不可とする。（写真 24）
- ③ 保存部分に面した保存部位の R C 壁は撤去不可とする。（写真 27・28）
- ④ その他部分の内部の間仕切りの改変は可とする。保存部分である廊下側の出入り口の改変は、現状変更により許可する。
- ⑤ その他部分を構成する壁面であるので、撤去することを可とする。（写真 26 右）
- ⑥ その他部分であり、間仕切りの改変は可とする。
- ⑦ その他部分であるトイレは、保存部位である外壁のみ保存とし、その他部分の内側は耐震壁を設置することを可とする。（写真 26 左）